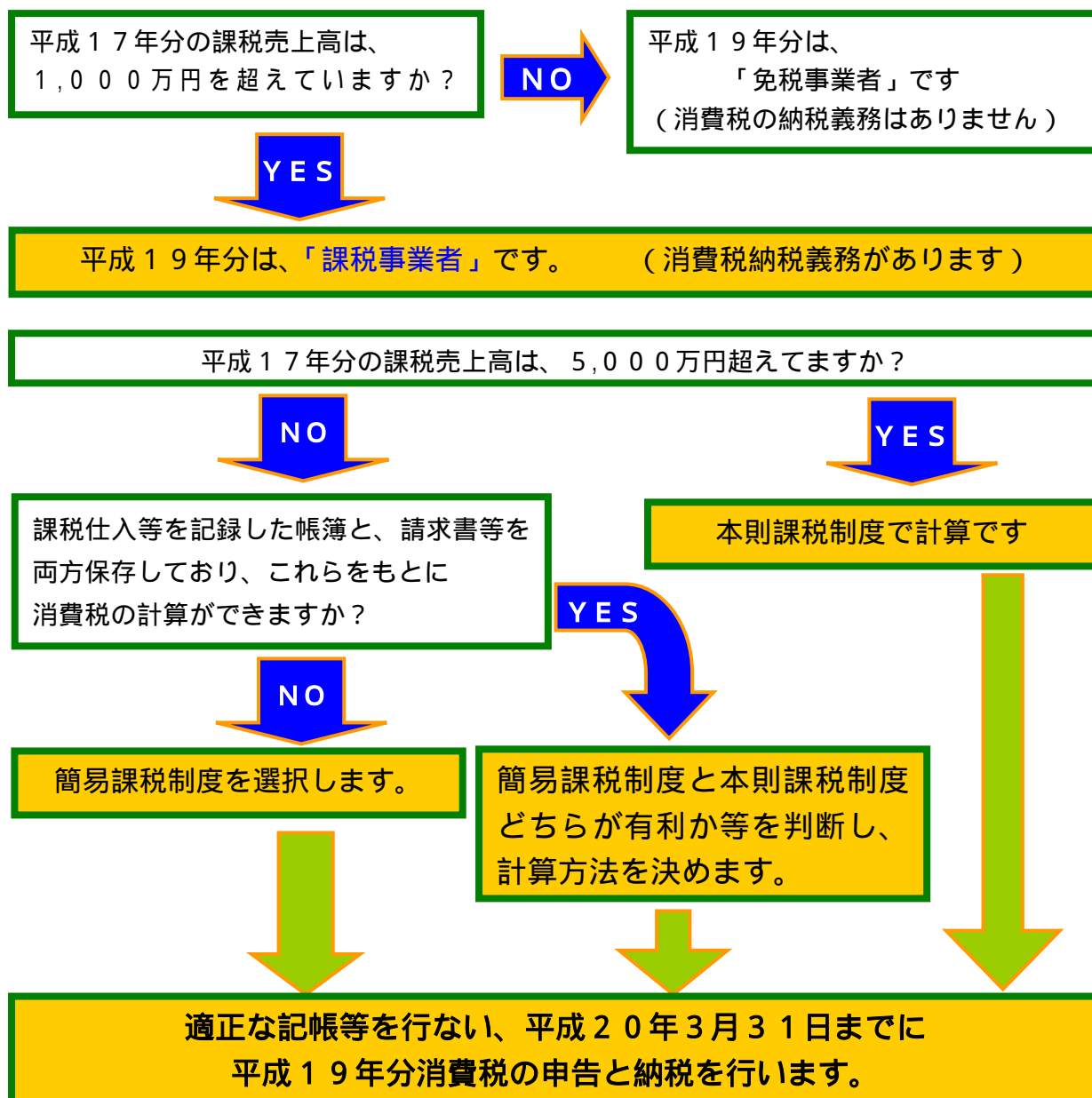


平成19年の課税事業者は、

平成17年（基準期間）の課税売上高が1,000万円を超える事業者です。



- 簡易課税制度の選択する際は、平成18年12月31日迄に税務署に簡易課税制度の選択届出書を提出しなければなりません。
- 日々の記帳を行えば、節税対策になり、経営状態も把握できます。

お気軽にお問い合わせ下さい



Probe System

トータルにビジネスをサポートします。

有限会社 プロブシステム

〒516-0077 三重県伊勢市宮町 1-9-20 杉ビル 2F

TEL / FAX : (0596) 20-6300 / 20-6301

URL : <http://www.probesystem.co.jp>

E Mail : info@probesystem.co.jp

